

宮城県告示第五百九十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 起業者の名称 本吉町
- 二 事業の種類 本吉町下川内多目的集会場駐車場整備事業
- 三 起業地

- 1 収用の部分 宮城県本吉郡本吉町東川内地内
- 2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本吉町下川内多目的集会場駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である本吉町は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本吉町では長期総合計画「新世紀はまなすプラン」を行政運営の基本方針とし「みどり豊かな健康文化のまちづくり」を進めている。また、まちづくりの推進基盤として住民自治組織である振興会を組織するとともに、集会施設を設置し、活発なコミュニティー活動が展開されるよう条件整備、環境づくりに取り組んでいる。

振興会は町内 40 地区で組織されているが、その一つである第 25 行政区振興会が利用する下川内多目的集会場は、昭和 58 年に建築されて以来、主に地区内の会合、研修会、各種文化活動などコミュニティー活動の場として積極的に活用されている。この地区は、住宅が散在しているため、利用者のほとんどは車で来場しているが、駐車場が狭いため路上に駐車することもあり事故が懸念されるなど好ましい状況ではなかったことから新たに駐車場を整備することとしたものである。

本件事業の施行により、路上駐車も解消され集会施設の利便性が向上することになり地区住民の活動が促進され心豊かな地域社会づくりに寄与するものであり、得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地において、希少動植物や文化財等は存在せず、工事施工中の騒音についても、騒音規制法に定める規制基準を遵守するほか利用者等の安全に十分に配慮した工事施工を実施することから影響は軽微であると認められる。

(三) 代替案について

本件事業の起業地は、駐車場ということで集会場に隣接することを条件とし、利用者の利便性や周辺の環境、工事費等の経済的条件等を考慮して選定された二候補地の比較検討を経て決定されており、合理的なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに(三)で述べたとおり本件事業の起業地は代替案と比較して合理的なものと認められることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

現在の集会場は、駐車場が十分に確保されていないため利用者は不便をきたし路上駐車も行われており安全性の問題がある。また、第25行政区振興会からは駐車場の早期整備について強く要望されていることから本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、施設の目的を実現するために必要な最小限の範囲であると認められる。また、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から 4 までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足するものと判断され

るため、同条の規定に基づき事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 本吉町役場（まちづくり推進課）